

「ICT活用工事」の試行要領改正について ～お知らせ～

令和2年9月
山口県

ICT活用工事の試行について、平成29年7月から運用を開始し、令和2年5月には対象工事を拡大し、ICT施工技術の部分活用を可能とするなど、ICT活用工事の普及推進に取り組んでいるところです。

この度、山口県設計標準歩掛表の改定にあわせて、「ICT活用工事試行要領」のうち、別添8「ICT活用工事積算要領」を改正しましたのでお知らせします。

1 主な改正点

機械経費を賃料で計上する場合は、ICT建設機械経費加算額を別途計上する。

2 適用基準日

令和2年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付き一般競争入札(事前審査方式)で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和2年10月1日以降に入札参加者資格審査結果を通知するものに適用。

3 試行要領等

「ICT活用工事試行要領等(令和2年10月1日以降適用)」

山口県技術管理課ホームページ内「ICT活用工事の試行運用について」に掲載。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/ict/ict.html>